

問合せ先

新型コロナウイルスワクチン予約窓口
個別相談（福祉課健康係）
☎ 574・2214

新型コロナワクチン 追加接種（3回目接種）のお知らせ

豊頃町の新型コロナワクチン接種は、3月末で保健センターでの集団接種を終了しました。4月以降は豊頃町立豊頃医院での個別接種を予定しています。

接種券は、接種日が近づいた方へ順次郵送しています。ご自宅に届く案内文にそってご予約ください。3月末までに接種機会を逃した方は、改めてご案内はいたしませんので、再度ご自身で予約窓口にご相談ください。

新型コロナワクチン 4月の接種日			
接種日時	接種会場	予約について	使用ワクチン
4月20日（水） 15:00～16:00	豊頃町立豊頃医院	予約開始日 4月8日（金）8:30～	未定
4月27日（水） 15:00～16:00	豊頃町茂岩栄町 107番地17	新型コロナワクチン 予約窓口 ☎ 015(579)5055	※予約人数によって 使用ワクチンを決定します

2回目接種後に他町から豊頃町へ転入された方は、豊頃町で接種記録が確認できないため、保健センターで接種券の発行申請が必要です。

12～17歳の新型コロナワクチン3回目接種のお知らせ

早ければ4月から予防接種法に基づく予防接種として位置づけられることが国から通知されました。希望する方への接種を速やかに実施できるよう準備を進めていきますので、案内がご自宅に届くまでお待ちください。

5～11歳小児の方への新型コロナワクチン接種について

5～11歳の方についても、新型コロナワクチンを受けられるようになりました。国内の新型コロナ感染者全員に占める子どもの割合は増えています。接種については、郵送される説明書を読んで、ご検討ください。

小児用ファイザー社ワクチンを3週間の間隔を開けて2回接種します。

小児新型コロナワクチン接種日程等（予定）

接種日程等は、ワクチンの配送状況等により急遽変更になる場合があります。ご自宅に届く案内文を必ずご確認ください。

対象年齢	接種日時	接種会場	予約受付	予約窓口
9～11歳	1回目 終了 2回目 4月2日（土） 14:30～	豊頃町 保健センター	終了 ※今回予約されなかった方で、今後接種を希望される場合はご相談ください。	新型コロナワクチン 予約窓口 ☎ 015(579)5055
5～8歳	1回目 4月23日（土） 14:30～ 2回目 5月14日（土） 14:30～		予約開始日 4月8日（金） 8:30～	

ヘルプマークヘルプカードを 希望される方へ

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎ 574・2214

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越しください。また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方や発達障がいの方など、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを伝えることで援助が得やすくなることを目的としています。

ヘルプマークを 身に着けた方への配慮の例

① 電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため、優先席に座していると不審な目で見られ、ストレスに感じる場合があります。

② 駅や商業施設等で声をかける等の配慮

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

③ 災害時、安全に避難するための配慮

視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力で迅速な避難が困難な方がいます。

『ヘルプカード』とは

障がいのある方の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない方がいます。そういう方々が困ったときに助けを求めるためのものです。また、このカードは「助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

ヘルプカードの活用場面

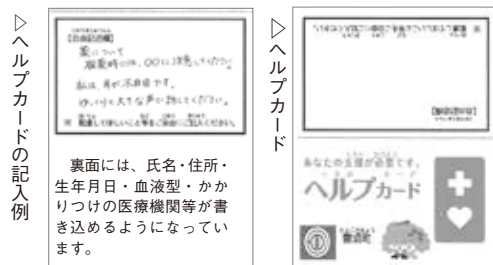
① 災害のとき

災害が発生したとき。
災害に伴う避難生活が必要なとき。

② 緊急のとき

道に迷ってしまったときや
パニック発作等の発作や病気のとき。

③ 日常的に、ちょっとした手助けがほしいとき。



■対象世帯

- ①基準日（令和3年12月10日）時点で豊頃町に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯。【※住民税が課税されている人の扶養になっている方がいる世帯は対象になりません。】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年中収入（所得）見込額が住民税非課税水準以下である世帯。

家族構成例	非課税相当限度額 （収入ベース）	非課税相当限度額 （所得ベース）
単身または扶養親族なし	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養	168.0万円	110.8万円

■申請方法

- ①の場合…1月下旬に該当世帯に支給要件確認書を送付していますので、必要事項を記入確認のうえ、福祉課福祉係に郵送するか直接提出してください。
- ②の場合…令和3年中の収入状況がわかる書類（令和3年分の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票、給与明細書等の写し）を持参し、福祉課福祉係まで提出してください。

■留意事項

住民税未申告の方は、申告書の提出が必要となります。
ご高齢な方などで町外にお子さん等がお住まいの場合、ご本人が気づかれないうちに、税の扶養控除を受けていることがあります。申請前に、お子さん等に扶養控除を受けているかどうかご確認ください。（給付後、課税者に扶養されていることが判明した場合は、給付金を返還していただくことになります。）

住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のお知らせ

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎ 574・2214

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり10万円の現金を給付します。